

議案第 8 号

八幡浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成 1 7 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。<u>以下「法」という。</u>）第 3 1 条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(宣誓)</p> <p>第 2 条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p><u>2. 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号_____）第 3 1 条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(宣誓)</p> <p>第 2 条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p>

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、職員のサービスの宣誓に係る所要の改正を行うため。

